

別表第1 建築士事務所登録申請書の添付書類(第5条第1項関係)

添付書類	摘要	新規		更新	
		個人	法人	個人	法人
登録申請者関係					
登録申請者としての権限を有することを証する書類	※登録申請者が法人の代表者でない場合 ・登録申請者が建築士事務所の登録申請者及び開設者としての権限を有する(若しくは委任されている)ことを証する書類		○		○
事務所関係					
事務所の付近見取図	・方位、道路及び目標となる地物を明示したもの	○	○	○	○
事務所の所在地を証する書類	※事務所の所在地が登録申請者(個人)の住所と同じ場合 ・運転免許証の写し、 健康保険被保険者証の写し、 住民票(マイナンバー(*1)を記載していないもの)、など	○		○	
	※事務所の所在地が登録申請者の住所(個人)又は所在地(法人)と異なる場合 〔自己所有の場合〕 ・不動産登記事項証明書(建物)、など 〔賃貸借の場合〕 ・賃貸借契約書の写し、など 〔その他の場合〕 ・その他事務所の所在地を証する書類	○	○	○	○
事務所の写真					
①外部	・事務所の外観を写したもの	○	○	○	○
②内部	・事務所の内観を写したもの	○	○	○	○
③標識	・建築士事務所としての必要な装備を写したもの			○	○
	・事務所外部の写真で、掲示位置がわかるもの ・標識を写したもの			○	○
管理建築士関係					
管理建築士が岩手県指定講習を受講したことを証する書類	・登録申請日前1年以内に岩手県指定講習を受講したことを証する画面の写し	○	○	○	○

(備考)

*1 マイナンバー

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5号に規定する個人番号のこと。

別表第2 建築士事務所登録事項変更届の添付書類(第5条第2項関係)

添付書類	摘要	事務所の名称		事務所の所在地		開設者の氏名(個人)又は名称(法人)		法人の役員(代表者)		法人の役員(代表者以外)		管理建築士		所属建築士	
		個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人
開設者関係															
開設者の略歴を記載した書類(省令第六号 添付書類(ロ))									○ *1	○					
法第23条の4第1項各号及び第2項各号に関する開設者の誓約書(省令第六号 添付書類(ハ))									○	○					
定款または登記事項証明書				○ *2		○ *2		○ *2		○ *2					
開設者の氏名が変更したことを証する書類	・戸籍謄本(又は抄本)、住民票など					○									
開設者としての権限を有することを証する書類	※開設者が法人の代表者でない場合 ・開設者が建築士事務所の開設者としての権限を有する(若しくは委任されている)ことを証する書類								○						
事務所関係															
事務所の付近見取図	・方位、道路及び目標となる地物を明示したもの			○	○										
事務所の所在地を証する書類	※事務所の所在地が開設者(個人)の住所と同じ場合 ・運転免許証の写し、健康保険被保険者証の写し、住民票(マイナンバー(*1)を記載していないもの)、など ※事務所の所在地が登録申請者の住所(個人)又は所在地(法人)と異なる場合 [自己所有の場合] ・不動産登記事項証明書(建物)、など [賃貸借の場合] ・賃貸借契約書の写し、など [その他の場合] ・その他事務所の所在地を証する書類			○											
事務所の写真															
①外部	・事務所の外観を写したもの			○	○										
②内部	・事務所の内観を写したもの ・建築士事務所としての必要な装備を写したもの			○	○										
③標識	・事務所外部の写真で、掲示位置がわかるもの ・標識を写したもの			○	○										
管理建築士関係															
管理建築士の略歴を記載した書類(省令第六号 添付書類(ロ))												○	○		
管理建築士が受講した法第24条第2項に規定する講習の修了証の写し												○	○		
管理建築士が岩手県指定講習を受講したことを証する書類	・登録申請日前1年以内に岩手県指定講習を受講したことを証する書面の写し											○	○		

*1 代表者が変更の場合に添付

*2 定款または登記事項証明書で変更が確認できる書類を添付

別表第3 建築士事務所廃業等届の添付書類(第5条第3項関係)

添付書類	摘要	個人	法人
建築士事務所の開設者が死亡したとき(法第23条の7第2号関係)			
相続人であることを証する書類	・戸籍謄本(抄本)、除籍謄本(抄本)、住民票など	○	
死亡したことを証する書類			
建築士事務所開設者について、破産手続開始の決定があったとき(法第23条の7第3号関係)			
破産管財人であることを証する書類	・破産手続開始決定の通知書の写し	○	○
破産手続開始の決定があったことを証する書類			
建築士事務所開設者である法人が、合併により解散したとき(法第23条の7第4号関係)			
法人を代表する役員であった者であることを証する書類	・登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は閉鎖事項全部証明書)		○
法人が合併により解散したことを証する書類			
建築士事務所開設者である法人が、破産手続開始の決定又は合併以外の事由により解散したとき(法第23条の7第5号関係)			
法人の清算人であることを証する書類	・登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は閉鎖事項全部証明書)		○
法人が破産手続開始の決定又は合併以外の事由により解散したことを証する書類			